

障害福祉サービス事業所長 様

目黒区健康福祉部  
障害施策推進課長  
保坂 春樹  
(公印省略)

### 緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所の対応について

日頃より、本区の障害福祉行政にご理解ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき4月7日に緊急事態宣言が発出され、4月10日に東京都が示した緊急事態措置等の内容を踏まえ、下記のとおり障害福祉サービス事業所の対応について通知いたします。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 サービスの継続について

障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

については、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援を提供いただくようお願いいたします。

##### 2 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあります。

なお、上記以外の入所施設については、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

##### 3 ご留意いただく事項

休業する場合は、利用者に必要な支援が提供されるよう、区市町村や相談支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や家族のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を検討してください。

##### 4 事業所の事業継続支援策について

新型コロナウイルス感染症による事業所への影響をできるだけ小さくする観点から講じられている事業継続支援策については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」1（4）「事業所の事業継続支援策の周知」（令和2年4月7日付、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）を参照してください。

##### 5 感染防止策

支援の提供にあたりましては、手洗いの励行、手や指の消毒、検温の実施等、適切な感染防止対策を講じていただきますようお願い申し上げます。区公式ホームページにおいて、感染予防チェックリストの掲載を今後予定していますので、ご活用ください。

## 6 その他

利用者、施設職員から、感染者及び感染が疑われる者（濃厚接触者を含む）が生じた場合には、区担当者へ速やかに報告いただきますようお願いいたします。

報酬算定における留意点につきましては、別紙を添付しております。また、同封の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」（令和2年4月9日付、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）を参照してください。

東京都障害者サービス情報 <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/> から、国や東京都の新型コロナウイルス感染症対策に関する通知をダウンロードできます。

今後、国や東京都の新たな方針が示された際には、上記の取扱いが変更となる場合もありますので、その際には改めてご連絡いたします。

以 上

問い合わせ

<施設に関すること>

障害施策推進課障害施設係

電話 03-5722-9893

<給付費に関すること>

障害施策推進課障害福祉給付係

電話 03-5722-9254